

(委員からの主な意見)

○ 各保護林の管理方針書(案)について

- ・森林生態系保護地域と生物群集保護林については、モニタリング調査の目的として、ニホンジカの影響の把握だけでなく、ツキノワグマ等その他の動物の生息状況の把握も掲げられないか。(委員)

(事務局) 対象保護林モニタリングを5年毎に行う理由として、ニホンジカの影響が顕著であることを掲げたものであり、生息状況の調査対象とする個別種については、予め保護林管理委員会において意見を聴取した上で、モニタリングを行うようにしたい。

- ・「保護・管理及び利用に関する事項」欄の書き振りが、すべての希少個体群保護林において同一なのは、違和感がある。(委員)

(事務局) 個々の保護林についてどのように取り扱うかは、今後、モニタリング調査を通じて専門家や研究機関の意見を聴取する中で、検討していきたい。

- ・鷹取山生物群集保護林や石立山生物群集保護林など、動物の取扱いが課題となる生物群集保護林については、鳥獣保護区にも指定すべきではないか。そのほうがシカ対策も行政がコントロールしやすい。(委員)

(事務局) 鳥獣保護区の指定は環境省または県の所管になるが、国有林野内においては、鳥獣保護区の指定の有無に関係なく、必要な箇所については、シカの駆除を自ら行っていく考えである。

○ 平成 29 年度保護林モニタリング調査結果(案)について

- ・稚樹の生育状況について、実生が順調に育っているか、実生は多く発生するがその後枯れているかなど、経年変化の把握が必要。(委員)

(事務局) 稚樹の調査は今回の調査から始めたものであり、今後も、継続していきたい。

- ・剣山生物群集保護林では、シカの影響により林床植生が失われ、急傾斜地での崩壊が進んでいることを明らかにできないか。(委員)

(事務局) モニタリング調査において、調査プロットへの移動経路上での状況について把握しているので、報告書に記載するようにしたい。

- ・シカの影響を定量的に把握できるような取りまとめを行ったほうがよい。シカの届く高さの低木類における食痕の割合、主林木における樹皮剥ぎの割合など。(委員)

(事務局) 来年度以降の調査において検討したい。

- ・ 樹種を決めて、胸高直径階分布の変化を見れば、個体の動態変化が見えてくる。(委員)

(事務局) 検討したい。(平成 29 年度調査は主要樹種について分析。)

- ・ それぞれの保護林を維持していくためには、健全な状態なのか、後継樹はどのような状況なのかなど、植物社会学的なデータを得た上で、攪乱の必要性等について分析する必要がある。(委員)

(事務局) 攪乱をどうするかなどは、モニタリング調査の結果を見ながら、今後検討していきたい。

○ 平成 30 年度保護林モニタリング調査(案)について

- ・ 鷹取山生物群集保護林におけるヤイロチョウの調査について、ヤイロチョウは夏に繁殖するために渡ってくる鳥なので、4 月中には調査を開始したほうがよい。営巣するまでの間に、鳴き声の確認により、保護林内に飛来しているかを把握することが重要。(委員)
- ・ ライン高木調査を行うのであれば、幅 4 m ぐらいの帯を引いて、樹木の位置、樹種、直径等を計測する。帯の長さは、できれば尾根から谷までを調べたほうがよいが、斜面の大きさと兼ね合いになる。(委員)
- ・ 西熊山生物群集保護林と石立山生物群集保護林において、ツキノワグマの調査プロットは、誘引餌を設置するので、登山道から離れたほうがよい。(委員)
- ・ 西熊山生物群集保護林においては、調査項目にコウモリの調査を入れたほうがよい。付近でコウモリの希少種が見つかった。(委員)
- ・ 保護林を守るためにはシカを排除する必要があるということについて世論の理解を得るためには、シカ柵設置箇所での植生調査を行うなどして、シカの影響が排除されたときに植生がどうなるかの立証をしておいたほうがよい。(委員)

(事務局) 他機関による調査結果を参照することを含めて、検討したい。

(以上)